

相模川・中津川河川整備計画有識者会議規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）及び神奈川県知事（以下「知事」という。）が「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づいて、学識経験を有する者の意見を聴く場として設置する相模川・中津川河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）の組織、委員、会議、庶務その他会議の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(会議の委員及び組織)

第2条 委員は、相模川・中津川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長及び知事が委嘱する。

- 2 委員は7人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」が策定されるまでとする。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の代理出席は認めない。
- 6 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 座長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。
- 8 座長は、会務を総理する。
- 9 座長に事故があり、参加できないときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の庶務)

第3条 会議の庶務は、関東地方整備局河川部河川計画課、京浜河川事務所及び神奈川県県土整備局河川下水道部河川課において処理する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

(附則)

1. 本規則は、平成29年3月13日から施行する。